

令和4年度 第1回生駒市景観審議会 会議要旨

1 会議の年月日、開閉時刻及び場所

- (1) 会議の年月日 令和5年3月20日(月)
- (2) 開閉時刻 午前10時30分から正午
- (3) 場所 生駒市役所3階 302会議室

2 委員の出欠

(1) 出席者

久会長、武田副会長、麻生委員、上崎委員、米村委員、中本委員、山田委員、
岡田委員

(2) 欠席者

なし

(事務局) 都市整備部 北田部長、みどり公園課 河島課長・巽課長補佐・南

3 傍聴者 なし

4 配布資料

- (1) 会議次第
- (2) 委員名簿
- (3) 生駒市景観条例
- (4) 生駒市景観条例施行規則
- (5) 資料1「景観審議会所掌事務」

5 次第

1 開会

2 案件

生駒市景観審議会会長及び副会長の選出

3 その他

- (1) 景観審議会所掌事務について(資料1)
- (2) 景観まちづくり相談の事例について
- (3) 生駒駅南口周辺地区の景観づくりについて

4 閉会

6 議事要旨

次第1 開会 午前10時30分

- ・出席者の紹介

- ・部長 挨拶

次第2 案件

生駒市景観審議会会長及び副会長の選出

- ・案件について事務局から説明
- ・会長に久委員が選出され、副会長に武田委員が指名される。

次第3 その他

1)景観審議会所掌事務について

- ・事務局からの報告・説明（景観審議会の設置、景観形成基本計画、景観計画、風致地区）

会長 景観形成は、元々自治体の条例に基づき行われていたところ、より規制力を持たせるために後から景観法が制定されたという経緯があり、他の法規制と比べて、規制内容に抽象的な表現を含む点や場所ごとに異なってくる点が、特徴的だといえる。そのため、生駒市でも、景観アドバイザーを置いて、慎重に協議を行っているところであるが、この景観審議会ではそういった制度が妥当に運用されているか見極めていただくことが非常に大きな役割であると思う。

2) 景観まちづくり相談の事例

- ・事務局からの報告・説明（景観アドバイザー、相談実績、事例紹介）

副会長 どの段階で図面等を提出いただき協議するかも重要かと思う。例えば神戸市では、景観届出等の手続きに先立ち、計画段階、設計段階の2段階で景観デザイン協議を行っている。

設計内容がかなり決まった段階で相談を受けると、素材や色合いは変更できるが、建築物のレイアウトやボリュームなど、景観に最も大きく影響を与える要素の変更が難しくなることがある。とはいえ、あまり早い段階だと詳細が詰まっておらず具体的な協議にならない課題もある。どのような段階で協議を行うのが妥当と考えるか。

事務局 可能であれば景観法の届出を行う全ての事業者の方に景観まちづくり相談を受けてもらいたいという思いで、窓口へ相談があった時点で案内をするようにしているが、受けってもらうことに注力し、どの段階で受けってもらうかは事業者の意思を優先している状況である。今後の検討課題として、お話にあった計画段階・設計段階の2段階で相談をしてもらうなどできるように考えていきたい。

会長 生駒市景観まちづくり相談は任意である。できるだけ早めにということは景観アドバイザーからもお伝えしており、早めに相談いただけるようになった事例もあるが、事業者の方のペースになるのが悩ましいところである。

委員 昔ながらの素材が最近の流行に沿うとは限らない中で、施主の方の意向もあると思うが、どのように協議されているのか。

会長 昔の農村などでは、使える素材の選択肢が少なく、様式も共通していたから、景観が整いやすかったのもある。今は、色々と選べるようになった分、個人の趣味が表に出すぎると景観にばらつきが出やすい。どのようにお互い配慮しながらやっていけるかという時代に差し掛かってきたように思う。景観まちづくり相談では、できれば使えないか、というアドバイスをしている。

副会長 素材とデザインは本来イコールではないので、昔ながらの素材であっても現代的なデザインに取り込むことは可能であり、そのような事例を見つけて増やしていくようなこともできると良い。

委員 景観計画にあるのは最低限の基準であり、景観形成基本計画はより質を高めるための様々なアイデアが書かれている。可能であれば、景観形成基本計画に記載されるパターンランゲージのうちどの項目をどのように解釈しているのかといったことがチェック項目のように提出されており、いくつかの項目について工夫があるような形が望ましい。

委員 設計者への周知も十分でない可能性がある。

会長 景観形成基本計画の中で、たとえば第2章の末尾で景観づくりの考え方に沿った建物の計画例を提示している。今後事前相談などでも一層の活用を検討されたい。また、建築士会と連携した研修会を行うなど、景観形成基本計画をどのように読みこなして設計に繋げていくかという取組を行っても良い。

事務局 現在、景観まちづくり相談を受けてもらうことに注力している部分があるため、今後、景観形成基本計画を更に活用した誘導に努めていきたい。

会長 良い景観の事例に対する賞や事例集などがあると参考になる。

3) 生駒駅南口周辺地区の景観づくりについて

・事務局からの報告・説明（地区の概要、都市計画マスタープランでの位置づけ、規

制誘導の状況、規制誘導の方法、スケジュール)

委員 数年前に奈良県建築士会で、生駒市部のメンバーを中心に今回の対象地における歴史的建造物の分布や建物の調査を行った。今回、改めて調査を行っていくということであれば、生駒支部を中心に何か協力できればと思う。

会長 建築士会との連携により、奈良県内の先行事例地における合意形成のご経験も含めた色々な知恵をいただけるかと思う。

副会長 説明にあった他課との連携は重要なことである。
景観形成基本計画を策定して以降初めて、新たな景観形成地区を検討していくことになるため、まずはパターンランゲージの手法で現状や将来の方向性にかかる調査・分析を行うとよい。もし既存のパターンで語れないことが出てくるならば、新たなパターンを作ることも含めて検討できると、景観形成基本計画の更なる充実に繋がっていく。

会長 現地では昔ながらの建物がかなり消失しているため、過去の写真などからかつてのパターンを読み取ることを検討いただければと思う。建築士の方の協力を得て様式を読み取る作業を一緒にするのも1つのやり方である。

委員 その場所が元々どういう場所だったかを聞くと景観の見え方が変わることもある。地元の方で、土地の固有性について知る方もそうでない方もおられる。昔が良くて今が悪いということではないが、現況景観調査だけでなく、土地の履歴を共有した上で景観形成を考えると良いと思う。

事務局 現在、駅前では、生駒駅南口エリアプラットフォームの取組の1つとして、奈良先端技術大学院大学と連携し、昔の風景を読み取れるような社会実験を行っている。そのような取組を宝山寺参道の方にも広げていき、昔の風景と今の風景の違いや歴史を踏まえて考えていきたい。

委員 景観の読み解きの材料として昔の写真や話を用いて未来をどうつくっていくか考えていくのが良い。

委員 届出を新たに義務化するのであれば、新たに制限される方が出てくるので、そのことへの配慮は必要である。

会長 まちの遺伝子という言い方をよくするが、この地域にも、過去から受け継ぎ未来へ送るものがあるはずなので、それを丁寧に読み取り、未来へどのよ

うにストーリーとして考えていくかが本件のポイントである。

まちなみを守るのは過去に戻るのではなく未来に向かってまちを作り出すことだという言葉がある。また、昔風の街なみを後から形成することで人を呼び込んでいる事例もある。

規制という言葉をあまり前に出しすぎたくない。景観形成に沿うことによる補助金などのメリットをきちんと説明することで合意形成が図りやすくなったケースもあるため、今後説明をされる際には留意されたい。

7 閉会

正午